

第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
取組み状況と課題

第 7 期（平成 30～令和 2 年度）における各施策の取組み状況（見込み）を把握し、第 8 期の施策に向けた課題を整理しました。

- ・特徴的な取組みに絞って掲載しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度の取組み内容及び第 8 期に向けた課題が変わる可能性があります。

《答申中間まとめ（案）》の資料編に掲載します。

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

(1) 多様な健康づくりの推進

取組み状況

- 何かひとつ、健康に良いことを生活の中に加え、主体的かつ継続的に取り組めるよう、リーフレット『外出は、介護予防・認知症予防に効果あり！これからは「キョウイク」と「キョウヨウ」』等を配布するとともに、あんしんすこやかセンタースキルアップ会議等を通じて活用方法等を説明した。
- 口腔機能の維持向上では、後期高齢者医療保険料のお知らせ等に、すこやか歯科健診のご案内を同封し、受診者が増加した。
- スポーツ振興財団と連携し、筋力低下の抑制や歩行能力向上等のプログラムを展開しつつ、参加者とのきめ細かなコミュニケーションも重視するなど、「心と体」の充実を図る事業等を実施した。
- がん患者や家族等への支援の充実を図るため、区、関係機関、関係団体等が情報収集、情報交換、意見交換等を行う「がん患者等支援ネットワーク会議」を設置した。また、保健センターにおいて、書籍や資料が閲覧できる情報コーナーを開設するとともに、情報コーナー内にがんに関する一次相談窓口を開設した。
- 区内に本拠を置く信用金庫2行と連携し、がん先進医療費融資制度を開発するとともに同制度に対する区の医療費利子補給制度を導入した。また、対策型検診として実施するがん検診の一層の質の向上を目的として、対策型がん検診精度管理に関する専門部会を設置した。
- 自殺対策基本方針の重点施策に「高齢者に対する支援の充実」を位置付け、精神疾患・障害、こころの健康への理解を促すとともに、偏見や誤解のない地域づくりに向けたテーマ別の講座を開催するなど、広く普及啓発・情報発信を行った。また、保健センターに「夜間・休日等こころの電話相談窓口」をはじめとするこころの相談機能について整備するとともに、保健所に精神保健福祉士、保健師、医師等の多職種チーム設置し、未治療や治療中断等の対応が困難な精神障害者等へ保健福祉センターと連携を図り実施する訪問支援事業を新設した。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代が参加する異世代交流の会食の機会を通じ、「家族や仲間と一緒に食べることの大切さ」や「健康な体づくり」、「日本の食文化・マナー」等を伝え学ぶ様々な食育事業を展開した(5地域で延15回)。また、これら事業の中では、高齢者クラブや町会・自治会、地域活動グループ等が参加し、数多くの高齢者が事業の担い手となり活躍していた。

事業名等	29年度実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画
特定健診・目標受診率	37.6%	39.0% (37.7%)	40.0% (集計中)	41.0%
特定保健指導・目標利用率	10.9%	14.0% (9.3%)	15.0% (集計中)	16.0%

課題

- 健康無（低）関心層への働きかけを目的として、各種講座やイベント等を中心に普及啓発を行っているが、健康づくり運動「健康せたがやプラス1」の認知度は伸び悩んでいる。
- 低栄養予防の食生活への転換を早期に促すため、壮年期から働きかけることが必要である。
- 「データでみるせたがやの健康 2019」から見えた課題
 - ・高齢になると生活習慣病などで通院する人は増えるとともに、介護サービスを利用しながら生活する人が増えていく。生活習慣病は、若い頃からの生活習慣の蓄積により発症することから、すべての年代において望ましい生活習慣を取り入れるために、健康に関する正しい知識を活用できるように、情報を収集し区民へ発信することが大切である。
 - ・高齢期には、病気があっても自分らしく生き生きと暮らすことを目指す。そのため、フレイル対策として、歩ける力、筋力や、バランスのよい食事や自分で食べるための口腔機能の維持、外出や交流などの社会参加を続けることが大切である。
 - ・介護保険被保険者における有病率について、50%以上の疾患は、「高血圧症」「心疾患」「筋・骨格」であり、国と比較すると、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」「心疾患」「筋・骨格」「精神」の有病率が高い。特に「脂質異常症」は、平成29・30年度とも20%以上高い。
- 80歳で自分の歯を20本以上持ち、高齢者の生活の質の向上を目指す歯科保健の推進運動である「8020運動」において、区内の高齢者の割合は50%を超えたが、多くの歯が残っている高齢者の口腔機能の維持がより重要になることから、口腔機能の維持・向上の重要性の啓発をより一層進める必要がある。
- スポーツを身近な地域で体験できるよう、参加がしやすい時間帯や場所を工夫するほか、無関心層へのアプローチを行うなど、生きがいやコミュニティの形成にもつながる取組みを実施し、区民が「週1回以上運動」できる環境を整備する必要がある。
- 特定健診実施率が23区内で下位にあり、受診率向上が課題である。特に40・50歳代の実施率が低い傾向にあり、この年代に対する対策が必要となっている。
- がん相談の利用実績を伸ばすために、「がん患者等支援ネットワーク会議」等を活用した効果的な周知の実施や、がん患者や家族等のニーズを反映した利用しやすい相談体制を検討するとともに、関連所管と連携したがん相談の実施などの工夫を行う必要がある。また、対策型検診として実施するがん検診の一層の質の向上については、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に沿った精度管理を、一層強化する必要がある。
- 認知症の予防（発症遅延・進行抑制）としての生活習慣病予防の啓発を工夫していくことも必要な視点となる。また、65歳以上の自殺死亡者は、全体の約3割を占める。さらに、年齢を重ねるほど困りごとを自分で抱え込む傾向にあるため、気楽に相談できる体制の充実とともに、地域での支え合いを促進するなど、周囲も変化に気づきの力を育むことで、孤立を防止していく必要がある。

(2) 介護予防の総合的な推進

取組み状況

- 介護予防筋力アップ教室について、教室終了後も引き続き介護予防の取組みを継続することや地域の通いの場にむすびつくようプログラムを見直し、高齢者の自立支援に効果的な事業となるよう改善を図った。
- あんしんすこやかセンターの新任職員や再委託先の居宅介護支援専門員の業務がスムーズに実施できるよう介護予防ケアマネジメントマニュアルを改訂した。
- 本人による介護予防の取組み“セルフマネジメント”を推進するため、取組み目標や取組み内容を記録する新たな介護予防手帳を作成・配布した。
- 社会参加が介護予防にとって重要であることや、介護になる前にフレイル（虚弱）の状態があり、この段階での予防が重要であることなど、新たな介護予防のテーマについて、健康長寿ガイドブックの配布や介護予防事業、介護予防講演会や地域団体への説明を通し、普及啓発に取り組んだ。
- 世田谷いきいき体操の自主活動に既に取り組んでいるグループに対する活動継続支援として、活動グループの交流会や活動の効果が確認できるよう体力測定講習会を開催した。また、自宅でも世田谷いきいき体操に取り組めるよう、貸出用 DVD の図書館への設置や保健センターが作成した体操の動画が視聴できるよう区ホームページにリンク先を掲載した。

事業名等	29 年度実績	30 年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2 年度計画	
一般介護予防事業参加者数	16,166 人	16,000 人 (16,178 人)	16,200 人 (14,401 人)	16,400 人	
介護予防自主活動グループ数	193 団体	210 団体 (255 団体)	230 団体 (225 団体)	250 団体	
「支えあい」の意識醸成のための普及啓発講演会等の実施	6 回	3 回 (6 回)	3 回 (3 回)	5 回	
住民参加型・住民主体型サービスの利用者数	訪問型サービス	74 人	100 人 (108 人)	130 人 (108 人)	160 人
	通所型サービス	99 人	120 人 (138 人)	160 人 (134 人)	200 人
住民参加型・住民主体型の担い手の数	訪問型サービス	496 人	500 人 (552 人)	550 人 (579 人)	600 人
	通所型サービス	13 団体	22 団体 (15 団体)	29 団体 (19 団体)	36 団体

課題

- 地域デイサービスや支えあいサービスなどの住民主体のサービスとともに、様々なインフォーマルサービスを含む多様なサービスの充実のため、取組みを継続していく必要がある。
- 介護予防ケアマネジメントの質の向上については、国の介護保険制度の見直しの検討の中で「介護予防ケアマネジメントを再委託しやすいよう環境整備する」との記載もあり、再委託先である居宅介護支援事業所のケアマネジャーを含めた質の向上

への取り組みが必要である。

- フレイル予防等、介護予防の必要性や方法について、より多くの高齢者にわかりやすく伝え、取り組みを始める・継続するための効率的・効果的な情報提供や支援を実施する必要がある。
- 国の一般介護予防事業等の推進方策の検討会において、介護保険による財政的支援を実施している事業に限らず、高齢者の関心等に応じた幅広い取り組みが通いの場に含まれると明確化された。既存の自主活動について実態を把握し、介護予防の通いの場として整理する必要がある。
- より多くの高齢者が心身の状態に応じ、身近な地域で多様な社会参加ができるよう、生活支援コーディネーターや三者連携の取り組み、関係機関と連携し、地域で支える介護予防の地域づくりを推進していく必要がある。

(3) 生涯現役の推進

取り組み状況

- 「せたがや生涯現役ネットワーク」が主体となり、地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」を実施するとともに、地域活動団体への支援や地域人材の発掘・育成に向けた取り組みを行った。また、情報誌「おとな・り(re)」は、中高年世代はもとより幅広い世代が地域に関心を持ち、地域活動等に参加するきっかけとなる情報発信に努めた。

総合支所の地域振興課において、55歳以上の区民を対象に「仲間づくり」と「生きがいづくり」を目的に生涯学習セミナーを実施し、セミナー修了後には、有志による自主グループが立ち上がり、継続的な学習活動につながっている。

ひだまり友遊会館では、シリーズ講座、相談・訪問事業のほか、保育園や会館活動団体等と連携し「ひだまり祭り」などを開催し、地域・多世代の交流を図った。また、せたがやがやがや館では、児童館・地域団体と連携した「がやがや村まつり」や将棋大会を開催し、多世代が交流できるイベントを実施した。

- 高齢者の就労促進のため、平成30年度はハローワークと共催のシニア向け合同就職面接会(1回・参加者55名)、令和元年度はミニ面接会(2回・面接延べ16人、採用3名)を開催した。また、平成30年度より高齢者のニーズに合わせたセミナーの回数(令和元年度18回。参加者531名。)を2回増やし、窓口相談も引き続き実施している。
- シルバー人材センターでは、ホームページのリニューアルや、各地域での入会説明会を実施し、会員増につながった。また、発注者と会員の円滑な就業マッチングをはじめ未就業会員の就業機会の確保等に取り組めるよう、会員情報のデータベース化を行なった。

課題

- 高齢者クラブの全体的な高齢化に伴い、会員数が減少し後任者や担い手不足からクラブ自体の縮小化が見込まれる状況にあり、事務負担軽減になる支援や人材確保等の取り組みが必要である。また、高齢者人口のさらなる増加が見込まれる中、懸念さ

れる高齢者の社会的孤立の防止、健康づくりにつながる新たな取組みも必要である。さらに、高齢者の中での世代の幅が広がっており、ますます多様化する高齢者ニーズへの取組みが求められている。

生涯学習セミナーは仲間づくりを目的にしているが、最近の受講者は個人の学習に重点を置く傾向があるため、セミナー修了後の自主グループが円滑な学習活動に発展できるよう、講師と相談して個人の学習に加え、参加型の学習プログラムを提供する等の工夫が必要である。

- 一人でも多くの就労を望む高齢者が働けるよう、企業向けの高齢者採用を啓発するリーフレットを活用し企業に働きかけていく。また、高齢者のニーズに沿った多様な就業マッチングの実現を目指しAIの活用研究を行う。

2 地域で安心して暮らし続けるための介護・福祉・住まいの充実

(1) 相談支援・情報提供の充実

取組み状況

- あんしんすこやかセンターの一体整備は、残り2か所（若林、松原）となった。
- 地域包括ケアの地区展開（三者連携会議、地域ケア会議等）については、3者の関係づくりが深まり、相談支援の充実が進んでいる。
- 地区版地域ケア会議や地域版地域ケア会議（地域ケア連絡会）を通じて、関係機関との関係づくりや支援体制の充実に取り組むとともに、8050世帯等への対応の検討により、複合的な課題解決等を図る体制の充実に取り組んでいる。
- あんしんすこやかセンターの新規事業等の実施や業務量の拡大等を踏まえ、条例改正し、令和元年度から職員配置基準を変更した。
- 介護保険法の規定に加え、国の自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能強化推進交付金への対応、さらに、プロポーザル方式により実施した運営事業者選定における事業者提案の実現を促進するため、あんしんすこやかセンターの評価点検について、地域包括支援センター運営協議会において検討し、令和元年度から実施した。
- 高齢者安心コールでは、高齢者や親族、近隣の方から日常生活や生活の不安に関する相談について、ケアマネジャー等が電話で24時間365日受け付ける電話相談サービス、定期的に電話により高齢者の状況を確認する見守りサービス、ボランティアによる訪問援助サービスの3つのサービスを実施している。
ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯状況調査や民生委員ふれあい訪問を通じて、高齢者の日常生活の安心・安全の確保を図るとともに、必要とされる情報の提供及び相談支援に取り組んでいる。
- 「せたがやシルバー情報」を65歳以上の高齢者がいる世帯へ各戸配布することにより、介護保険制度や高齢者福祉サービス等の情報を提供した。また、せたがや高齢・介護応援アプリ等を活用し、福祉施設等のイベントなどについて、タイムリーな情報提供に努めた。

事業名等	29年度実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画
あんしんすこやかセンターとまちづくりセンターの一体整備	19 か所	21 か所 (22 か所)	26 か所 (26 か所)	28 か所

課題

- あんしんすこやかセンターの一体整備では、周辺環境への配慮等から建築計画の見直しがあった1か所について、令和3年度完了予定となり第8期にかかることになったため対応していく。
- ひきこもり、メンタルヘルス、8050問題やつなぎ先がない相談に対する支援について、支援機関の整備とともに、支援関係機関等でチームを編成し、多機関が協働して支援するためのネットワーク構築や効果的な支援方法の確立が必要である。こうした中で、あんしんすこやかセンターが役割を果たしていけるよう支援していく必要がある。
- あんしんすこやかセンター業務の質の向上を図るため、評価点検を踏まえ、地域包括支援センター運営協議会と連携しながら、より効果的に評価点検を実施していく必要がある。
- 高齢者安心コールの訪問援助サービスについては、区内に類似の事業があり、利用者、ボランティア双方から、個々に利用や登録の申込み、調整の必要があり不便であるとの意見がある。また、電話相談サービスについても、福祉電話訪問と対応者の専門性の点で違いはあるが、整理・統合の検討の余地がある。利用者にとって、より使用しやすい、わかりやすいサービスとすること、また、地域ボランティアがより活動しやすくしていくために、他事業との連携・協力を進めていく必要がある。
- 区民意識調査の結果では、高齢になるほど悩みやストレスを感じた時に自力でどうにかしようとする傾向がある。また、高齢になるほど身近に相談できる機会が少なくなる。地域で相談できる仕組み、支え合う仕組みを整える必要がある。

(2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

取組み状況

- 地区版地域ケア会議は、個別ケースの課題解決の実践を積み重ねるとともに、総合支所での地域ケア連絡会や本庁での研修等によるバックアップに取り組んだ。また、マニュアルの整備を進め、地域ケア会議の運用を改善し、自立支援・重度化防止等の一層の推進を図った。
- 地域版地域ケア会議では、地区の個別事例・課題の集積により、各地域で地域課題を抽出し、その課題解決に向けた検討・取組みを行なった。
- 全区版地域ケア会議のテーマとして、平成30年度は「精神疾患等への理解」、令和元年度は「身元保証人が立てられない方の入院・入所について」を取りあげた。

- 都のガイドラインに沿ったケアプラン点検を主任ケアマネジャーとも連携しながら実施した。また、新たに届出が義務化された「国が定める規定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたケアプラン」の点検を開始した。
- 世田谷区介護保険事業のケアマネジメント基本方針を策定し、ケアマネジャーへの周知を図った。また、主任ケアマネジャーの地区・地域での活動を支援した。
- 介護予防ケアマネジメントの質の向上のため、あんしんすこやかセンター職員向けの研修や、あんしんすこやかセンターを巡回し、ケアプランの点検を実施した。

課題

- 一人ひとりのニーズや身体状況及び生活環境の変化に合わせ、インフォーマルサービスも含む多様なサービスを組み合わせた適切なケアマネジメントが行えるよう、引き続きケアマネジメントの質の向上に取り組む必要がある。
- あんしんすこやかセンター、主任ケアマネジャー、ケアマネジャーの関係づくりをさらに深め、他職種と連携して総合的に利用者や家族の支援ができる体制づくりに引き続き取り組む必要がある。

（３）在宅生活の支援

取組み状況

- 小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについては、区独自補助を含む整備費補助や新たな事業所の開設準備に要する経費の補助を実施し、計画的な整備を進めた。また、補助事業については、公募を実施し良質なサービス提供事業者の誘導を図った。
- 短期入所生活介護については、新規開設の特別養護老人ホームへの併設により、また、短期入所療養介護については、新規開設の介護老人保健施設の空床利用として整備を図った。
 - 梅ヶ丘拠点整備事業として、短期入所療養介護、療養通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の機能を併せ持つ介護老人保健施設(在宅強化型)を平成31年4月に開設した。(介護基盤整備実績は最終頁参照)
 - 配食サービスは民間事業者の参入等を鑑み、事業の見直しを行い、令和2年度末をもって廃止することを決定した。
健康保持と地域交流を目的とした公衆浴場の入浴券支給事業、介護負担を軽減するための紙おむつ支給事業、地域での孤立化の防止や身体機能の維持を目的にした会食サービスや支えあいミニデイ事業を実施した。
 - 介護タクシー等の福祉移動サービスの利用に関する配車、相談、人材育成等を行なう福祉移動支援センターの運営を支援するとともに、福祉有償運送事業を行なう区内NPO法人を支援した。
 - 介護者の負担軽減に向けた取り組みとして、「家族介護教室」を区内の特別養護老人ホームに委託し開催した。(平成30年度・10回112名、令和元年度・8回126名)
 - ヤングケアラー支援に関する取り組みとして、シンポジウムを開催したほか、あん

しんすこやかセンターの職員向けの出張講座を実施した。

- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のためのイベント等を実施するとともに、男女共同参画センターらぷらすにおいて、働き方に関する相談や、男性のためのワーク・ライフ・バランス講座等を実施し、介護や子育て等により様々な働き方をしている人の支援を行った。

課題

- 認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護などの新たな事業所が開設されたが、依然として未整備地区があり、着実な整備を引き続き推進する必要がある。

看護小規模多機能型居宅介護は玉川地域内の2か所にとどまっているが、医療的ケアが必要な方を含め要介護高齢者の在宅生活継続を支えるための重要なサービスであることから、面的にサービス提供範囲が広がるよう、配置の考え方を検討する必要がある。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及啓発のため、事業者と区の共催により、ケアマネジャー等を対象としたセミナーを毎年開催したが、なかなか利用の拡大につながらないという課題がある。

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者の在宅生活の支援、社会的孤立感の解消や家族等のレスパイトケアの観点から重要なサービスだが、一般の通所介護でも認知症高齢者の受け入れが行われている中で、差別化を図るのが難しいという課題がある。

- 土地所有者と介護事業者を結びつけるマッチングの仕組みを開始したが、成立までに至った事例はまだない。

- ショートステイの整備は計画数どおりだが地域偏在がある。特別養護老人ホームへの併設が中心となることから、国有地等の公有地における特別養護老人ホームの整備に併せて、計画的に整備を誘導する必要がある。また、介護付き有料老人ホーム等の空き室利用によるショートステイは、利用料金が高い場合が多いことから、利用者が限定される課題がある。

介護老人保健施設は、地域ごとに2か所以上の整備を目指してきたが、複数の施設があるのは3地域にとどまっている。また、計画から開設まで複数年を要するため、中長期的視点による整備計画の検討が必要である。

- 区独自の高齢者福祉サービスは、社会情勢の変化、さらなる高齢化の進展による需要の増加、財源、人員等の限られた資源の効果的な活用という観点から持続可能な公的サービスのあり方と、その考え方に基づく事業へと転換していく必要がある。

- 家族等介護者が抱える課題は、介護と仕事、育児・療育の両立、生活困窮の状況、自分の生活との両立など多岐にわたるほか、世帯全体の状況を把握する必要がある。イベントや講座など従来の情報提供に加え、ICTの活用など個々のニーズやライフスタイルに即した情報発信・情報提供に取り組む必要がある。

(4) 安心できる住まいの確保

取組み状況

- 世田谷区介護施設等整備計画に基づき、地域医療介護総合確保基金や都及び区の補助金を活用して、計画的な整備を進めた。
- 特別養護老人ホームは、中長期整備目標の達成を目指し国有地等の公有地活用により計画的に整備を進めた。
認知症高齢者グループホームは満室の事業所が多く、区全体の入居率は約97%(令和元年9月現在)となっている。整備にあたっては、年3回の公募、不動産業者の団体を通じた土地所有者向けの補助制度案内や、土地所有者と介護事業者を結びつけるマッチングの取り組みにより、整備の機会が広がるよう進めた。
都市型軽費老人ホームは、定員数180人(10か所)に対し、約90の方が入所の申込みをしている。整備にあたっては、年3回の公募、不動産業者の団体を通じた土地所有者向けの補助制度案内や、土地所有者と介護事業者を結びつけるマッチングの取り組みにより、整備の機会が広がるよう進めた。
介護付き有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護は、年度ごとの整備予定数を定め、事前相談の公募を実施して計画的な整備を進めた。事前相談の公募では、入居者に対する適切なサービス提供とともに、併設事業の実施、空き室利用によるショートステイの実施、災害対策や地域交流の提案など、地域貢献の取り組みに積極的な施設の整備を誘導した。
- サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数(開設前を含む)は、都内全体で、15,341戸(371か所)、うち1,462戸(31か所)が世田谷区にある。国や都の補助金を活用して整備・運営をしようとする事業者に対して、「サービス付き高齢者向け住宅整備補助に係る世田谷区の基準」を策定し、区が望む整備の考え方について周知した。(介護基盤整備実績は最終頁参照)

課題

- 介護施設整備の共通課題として、土地の確保、建築費の高騰、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保がある。また、介護人材の安定的な確保の観点から、開設時期が集中しないよう配慮を行う必要がある。
- 特別養護老人ホームの整備率(定員数/高齢者人口)は、23区の中で下から3番目にとどまっている。
- ユニット型特別養護老人ホームが、広域型24か所中10か所と増えてきたが、ユニットケアの優越性を認めつつも、利用者負担の観点から多床室併設のニーズがある。
 - サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの増加など、住まいの多様化を踏まえ、2025年以降も見据えた整備目標を検討していく必要がある。
経年劣化により設備等の大規模改修工事が必要となる施設については、工事中の入所者の受け入れ調整等を施設間の連携・協力により着実に実施する必要がある。
認知症高齢者グループホームは用地確保の課題などから、28地区中7地区で未整備である。また、家賃負担が大きい(区内家賃平均87,637円)、特別養護老人ホームのような補足給付の制度創設を、国に要望している。

都市型軽費老人ホームは認知度が低いことや事業の採算性などから、参入する事業者が少ない状況である。

介護付有料老人ホームの整備では、区内に整備しても区外の人でも利用できるため必ずしも区民利用に結びつかない。逆に区内の整備数を抑えても、区民は区外にある施設を利用でき住所地特例の対象となるため、保険者としての区の負担抑制効果は高くない。高所得者層向けのホームが多く、広く区民が利用できる料金設定のホームの整備が課題である。

- サービス付き高齢者向け住宅の整備では、特定施設入居者生活介護の指定を受ける住宅が出てきており、介護付有料老人ホームとの違いが明確ではなくなっている。また、多くの区民が利用できる家賃設定になっていない住宅が多い。
- 区営住宅では、高齢化による単身高齢者の増加に対応した見守りや、死亡後の家財処分などが課題である。

(5) 住・生活環境の整備

取組み状況

- 要支援・要介護認定の非該当者を対象に介護保険住宅改修費助成と同じ内容（予防改修）の助成を行なう住宅改修費助成を行ない、高齢者が要介護状態となることの予防や重度化防止を図っている。また、必要に応じて高齢者住宅改修アドバイザーを派遣し、住宅改修に関するアドバイスを行っている。
- 高齢者の居住支援に係る関係団体（東京都居住支援法人、不動産団体2団体、区）との包括連携協定を締結した。また、お部屋探しサポート事業を、各総合支所で開始し、地域展開を図った。
- ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出制度を運用し、官民間問わず建築物等の整備の推進を図った。また、ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期に基づき、毎年度、全25事業の点検・評価・改善といったスパイラルアップの取組みによる事業の進展を図っている。普及啓発等については、冊子を発行するとともに、ワークショップを開催し、区民参加の機会を設けた。

課題

- 住宅改修支援については、予防改修はいつの時点で実施することが効果的であるか、設備改修は一部対象となる工事が介護保険制度と重複があることから、費用負担のあり方含め、事業見直しが課題である。また、改修後、介護予防や要介護状態の重度化防止、生活の質の向上に繋がっているか、という評価の実施ができていない。
- 民間賃貸住宅において、高齢者や障害者に対しては孤独死や近隣トラブルなどの不安によりオーナーから入居を拒まれるケースが多い。

3 在宅医療・介護連携の推進

(1) 「在宅医療」の区民への普及啓発

取組み状況

○人生の最終段階の過ごし方の選択肢を知り、自分自身がどう過ごしたいかを考える機会を提供するため、在宅療養に関するシンポジウムを行なった。また、地区連携医事業を活用して、在宅医療をテーマにした区民向けのミニ講座を実施している。

課題

○医療や介護を受けながら住み慣れた自宅で生活する「在宅医療」を区民に周知するとともに、もしもの時に自分が受けたい治療やケアを家族や医療・介護関係者など信頼できる身近な人と繰り返し話し合うACP(人生会議)について普及していく必要がある。

(2) 様々な在宅医療・介護情報の共有推進

取組み状況

- 在宅療養相談窓口寄せられた在宅医療に関する事例について、地区連携医事業の研修会で検討を行い、在宅療養相談窓口ガイドの作成へとつなげた。
- ACP(人生会議)について医師とあんしんすこやかセンターでの話し合いを通じて医療職・介護職への周知・普及を図った。
- ケアマネジャーが連絡しやすい時間帯を医療機関ごとに表示した「ケアマネタイム」や病院やケアマネジャーが入退院の際に必要な情報をまとめた「医療と介護の連携シート」について、集団指導等の場で周知した。

課題

- 在宅医療ニーズの増大に対応するためには、地域の医療と介護のネットワークの構築だけでなく、病院と地域のネットワークの構築が重要であることから、入院や退院の際に、患者の状態に合わせて適切な医療・介護が提供できる体制の構築を目指していく必要がある。
- 医療職・介護職の連携をより一層深めるため、既存のツールを見直し、改善するなど、効果的な活用について検討していく必要がある。

(3) 医療職・介護職のネットワークづくり

取組み状況

- これまでの在宅医療電話相談センターに代わり、各あんしんすこやかセンターに「在宅療養相談窓口」を設置し、相談事業とともに、在宅医療に関する周知も行なった。また、新たに民間の医療系ノウハウも取り入れ、相談支援の充実を図った。
- 患者の状態像に合わせた適切なリハビリを提供するため、都の委託事業である区西南部地域リハビリテーション支援事業を実施する医療法人を支援しながら、研修や事例検討の実施を通じて、医療職・介護職のリハビリに対する知識・理解の向上を図った。

課題

○高齢者が寝たきりになることを予防し、地域で生涯にわたり生き生きと生活するため、東京都保健医療計画では急性期から回復期、そして維持期での一貫したリハビリの実施や地域リハビリテーション支援体制の充実が課題とされている。区においても病院などの医療機関のリハビリ職や介護施設や地域のリハビリ事業所にいるリハビリ職などが連携できる体制の構築を支援していく必要がある。

事業名等	29年度実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画
区民の在宅医療に関する 認知度(区民意識調査)	60.4%	64% (76.2%)	68% (集計中)	72%
在宅療養相談件数 (目標値を修正)		2,000件 (11,092件)	10,000件 (11,327件)	10,000件
多職種連携研修受講者数	275人	270人 (301人)	280人 (271人)	290人

4 認知症施策の総合的な推進

(1) 認知症施策の総合的な推進

取組み状況

- 相談・支援体制では、身近な地区でタイムリーに相談できるよう、あんしんすこやかセンターごとに認知症専門相談員を配置するとともに、28地区で地区型の「もの忘れチェック相談会」を実施し、各地域で医師の講話と個別相談を組み合わせた啓発型の「もの忘れチェック講演会」を実施した。
- 認知症初期集中支援チーム事業については、認知症在宅生活サポートセンター運営事業者への事業委託を開始し、全地域を専従で実施する体制を整え、支援の即応性が向上した。
- 認知症の人を介護している家族への支援として、家族の会、家族心理相談、介護者のためのストレスケア講座を実施し、家族介護者等の心理的負担の軽減を図った。
- 認知症カフェへの支援として、区内39か所で運営されている認知症カフェの情報を一覧にしたカフェハンドブックを作成し配布した。
- 認知症の人への支援として、「本人交流会事業」を立ち上げ、認知症の人同士が主になって語り合い、意見等を発信する場づくりに取り組んだ。
- 認知症サポーターの活躍の場づくりとして、認知症サポーターステップアップ講座を実施し、ボランティアを募集している認知症カフェ団体と認知症サポーターのマッチングを行ない、実践活動につなげた。また、認知症サポーターフォローアップ講座を新たに実施し、認知症サポーターの活動状況の把握と活動の継続支援に取り組んだ。
- 令和2年4月の認知症在宅生活サポートセンター開設に向け、委託事業者と区が併行運営し、都認知症疾患医療センターやかかりつけ医、あんしんすこやかセンター、家族会等との連携を深め、地域のネットワークづくりに取り組んだ。

事業名等	29年度実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画
あんすこでのもの忘れ相談での早期対応・早期支援 (継続相談の実人数のうち2回以上相談した人数)	1,191人	1,200人 (1,026人)	1,250人 (951人)	1,300人
認知症初期集中支援チーム訪問実人数	66人	80人 (80人)	110人 (101人)	140人
認知症カフェ未設置地区数 [カフェの数]	3地区 [36か所]	3地区 [36か所] (3地区 [40か所])	2地区 [37か所] (2地区 [39か所])	1地区 [38か所]
認知症サポーターの養成人数 [累計概数] 元・2年度の計画値を上方修正	3,230人 [28,119人]	1,320人 [27,400人] (3,539人 [31,658人])	2,000人 [33,658人] (3,191人 [34,849人])	2,500人 [36,158人]
キャラバン・メイト登録人数 (累計概数)	159人	180人 (193人)	200人 (240人)	230人

課題

○高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増え続けるなか、いまだ認知症に関する正しい理解の不足等から認知症への偏見や差別があり、認知症の人やその家族が地域社会から孤立したり、適切な支援に結びつかないなどの現状がある。

このため、子どもから大人まで多くの人に認知症への理解が深められるよう、様々な媒体や機会を活用し、認知症の人の声を積極的に発信した普及啓発を行っていく必要がある。また、家族介護者等が孤立せず、仲間づくりや学びあいを通して社会参加ができるよう、身近な地区に家族会や認知症カフェ等の出かけることができる場づくりが必要である。

そして、地域で見守る体制づくりが強化できるよう、認知症サポーターの活躍の場づくりを拡充するとともに、地域住民同士のネットワークづくりを推進していく必要がある。

5 地域で支えあう仕組みづくりの推進

(1) 支えあい活動の推進

取組み状況

○社会福祉協議会では、ふれあいサービス協力会員の広域的な調整、介護予防・日常生活支援総合事業の支えあいサービスの調整、シルバー人材センターのサービスの紹介、NPO団体が提供するサービスの紹介、民間のサービスの案内など、生活支援サービスを総合的にコーディネートし、高齢者の困りごとの解決を支援した。

○支えあいサービスについては、社会福祉協議会、シルバー人材センターと連携し、

担い手が増加したことにより、マッチングが図られ、利用料の見直しを実施したことで、利用者数が増加した。

- 社会福祉協議会職員(生活支援コーディネーター)が、地区の社会資源の訪問調査や地域ケア会議への出席、まちづくりセンター及びあんしんすこやかセンターと連携した地区アセスメントの取組み等を通じて地域の課題を把握・分析した。
- 地域の活動団体やサービス提供主体等が参加する地区(第二層)の協議体を開催し、居場所や生活支援サービスなど新たな社会資源を創出した。また、社会福祉法人や生活支援 NPO 団体、地域活動団体等、学識経験者等が参加する全区(第一層)の協議体では、各地区の取組みを共有するとともに地区での生活支援サービスの仕組みづくり等の検討を進めた。
- 高齢者が地域活動に参加するきっかけの一つとして、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」を実施した。事業に参加するための高齢者向けの研修を定期的開催するとともに、ボランティアが活躍できる場所の拡充を図った。

事業名等	29 年度実績	30 年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2 年度計画
社会福祉協議会地域支えあい活動登録団体数	755 団体	785 団体 (796 団体)	800 団体 (833 団体)	815 団体
社会福祉協議会地域支えあい活動延べ参加者数	214,364 人	214,000 人 (231,023 人)	243,000 人 (203,282 人)	246,000 人

事業名等	29 年度実績	30 年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2 年度計画
せたがやシニアボランティア・ポイント事業研修修了者数	2,646 人	2,900 人 (2,874 人)	3,150 人 (3,075 人)	3,400 人
せたがやシニアボランティア・ポイント事業登録施設数	148 か所	165 か所 (157 か所)	175 か所 (158 か所)	185 か所

課題

- 生活支援に対応する、地域人材の育成に努めているが、まだまだ足りていない。
- 支えあいサービスについては、適切なマッチングを図るため、引き続き担い手の確保に努めるとともに、地域で支えあう互助の意識を醸成していく必要がある。
- シニアボランティア・ポイント事業については、社会状況を踏まえながら、地域活動への参加者を増やす工夫をする必要がある。また、高齢者が参加しやすいように登録施設数を増やす必要がある。
- 空き家活用を希望する団体は多いが、相談物件の多くが耐震改修の必要な古い物件であるため、所有者に多額の改修費用の負担がかかることから、活用の対象となる物件が少ない。

(2) 高齢者見守り施策の推進

取り組み内容

- 民生委員ふれあい訪問では、区やサービス事業者との関わりがない高齢者を訪問し、世帯状況や健康状態等を確認するとともに、必要に応じてあんしんすこやかセンター等の相談窓口や区の福祉サービス等を案内した。
- 高齢者安心コールでは、訪問援助サービスの対応件数を増やすため、高齢者安心コールの訪問援助サービスをシニア・ボランティアポイントの対象とするほか、訪問援助サービスボランティアを対象とした研修を実施した。
- 認知症により外出先から家に戻れなくなる可能性がある方にステッカーを配付し、高齢者安心コールを通じて緊急連絡先に連絡が取れるようにする高齢者見守りステッカー事業を実施している。
- 事業者との見守り協定締結数は 21 事業所・組合等となり、年 1 回、連絡協議会を開催し、情報共有及び交流を図っている。

事業名等	29 年度実績	30 年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2 年度計画
あんしんすこやかセンターによる見守りが必要な高齢者の把握	22,623 件	28,600 件 (23,891 件)	31,600 件 (25,009 件)	34,600 件

事業名等	29 年度実績	30 年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2 年度計画
高齢者安心コール電話訪問登録者数	319 人	339 人 (340 人)	370 人 (317 人)	390 人

- 避難行動要支援者支援事業の協定締結団体は、合計 101 団体となった。
- 指定避難所等での生活が困難な要介護高齢者を一時的に受け入れる福祉避難所(高齢者)は、計 55 施設となった(令和 2 年 3 月)。災害時の行動の可視化をテーマにした実動訓練を行うとともに、標準版 BCP マニュアルの充実に取り組んだ。
- 在宅避難者への見守りでは、民生委員・児童委員の協力を得ながら、社会福祉協議会の災害サポーターや「命のバトン」、介護ネットサービスネットワークによる見守り活動等の役割を活用した連携体制づくりを進めた。

課題

- 民生委員ふれあい訪問においては、民生委員の高齢化、対象となる高齢者のさらなる増加、児童委員としての役割の比重の増大が見込まれる。また、表札のない(居住者の確認できない)オートロックの集合住宅の増加、就労やデイサービス等の利用による不在、特殊詐欺の増加に伴う調査への警戒感等から、年々、訪問による調査は困難となってきている。
- 福祉避難所(高齢者)では、引き続き協定施設の拡充に取り組むとともに、広く区民に周知を図り理解と協力を求める必要がある。

(3) 権利擁護の推進

取組み状況

- 区民成年後見人を養成し、区民成年後見支援員として登録するとともに、連絡会や研修会を実施し、さらなる知識やスキルの向上を図った。また、判断能力が十分でない高齢者等で、親族等が家庭裁判所に後見等開始を申立てることが困難な方に対し、区が親族等に代わって後見等開始の審判の申立てを実施する区長申立てを実施している。
- リーフレットやホームページなどを活用し、制度の普及を図るとともに、弁護士等の専門職種やあんしんすこやかセンター、信用金庫等と連携して、老い支度講座を開催するなど、制度の早期利用を働きかけた。また、専門職種と連携し、成年後見制度の普及や成年後見センターの運営、地域のネットワークづくりなどについて検討するとともに、あんしんすこやかセンター等の相談機関と連携して事例検討を行うなど、地域との連携や制度の適切な運営を推進した。

事業名等	29年度実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画
成年後見センターでの相談件数	1,534件	1,620件 (1,389件)	1,640件 (1,242件)	1,660件
区民成年後見人登録者数	147人	165人 (159人)	185人 (165人)	205人
区長申立て件数	46件	60件 (70件)	65件 (52件)	70件

- 民生委員、介護サービス事業者、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、事例等を共有するなどネットワークの充実を図った。また、具体的な対応方法をテーマとした研修を実施し、職員や介護サービス事業者等の対応力の向上を図った
- 分離が必要な事例には一時保護施設への入所、やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置を行うなど、高齢者の安全を図った。(一時保護施設への入所が平成30年度は4名、令和元年度は8名。やむを得ない措置が平成30年度は6名、令和元年度は2名。)
- 消費者安全確保地域協議会では、活動マニュアル・相談事例等の情報提供と共有を行い、研修会を実施した。福祉部門や関係事業者とのきめ細やかな連携により、消費者被害の発覚や救済に繋がる事例が73件報告された。
- 消費生活相談においては、高齢者の消費者被害相談専用電話を設け、高齢者が相談しやすい環境を確保している。

課題

- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者数の増加と比較して、成年後見制度利用者数は増えておらず、引き続き制度の普及啓発が課題となっている。また、親族後見人に特化した相談も求められている。

- 区長申立てのニーズは虐待や消費者被害などで顕在化し、全体として増加傾向にあるが、その手前の申立てを促進していく必要がある。また、権利擁護支援のため、本人や家族、後見人を取り巻く地域の関係機関と連携し、制度利用を必要とする人の早期把握に向け、地域で支えあうネットワークづくりが必要である。
- 虐待の早期発見や被虐待高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、様々な関係者との連携を強化していく必要がある。また、養介護施設従事者等による虐待が増加傾向にあるため、施設職員に対する研修等の支援を強化する必要がある。
- 消費者被害の防止では、高齢者を見守る関係者との連携をさらに推進する必要がある。また、被害救済を図るため、弁護士の支援を依頼しているが、さらに各部門の専門家の活用も検討し、解決困難な案件に着実に対応することが必要である。

6 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成

(1) サービスの質の向上

取り組み内容

- 苦情報告書及び事故報告書の提出については、区ホームページや事業者からの照会、各種説明会など機会を捉えて、繰り返し提出の必要性の意識づけや周知徹底を継続的に実施している。また、保健福祉サービス向上委員会において、苦情・事故報告書提出の促進や事故報告書の活用、事業所の育成・支援、行政内部の標準化などについて検討し、その内容をもとに提言書を作成した。
- 区に指定権限のある地域密着型サービス、居宅介護支援を中心に、実地指導及び集団指導を行った。(実地指導件数：平成30年度：82事業所、令和元年度：89事業所)また、新たに導入した介護保険指定事業者等管理システム等を活用し、効率的かつ効果的な指定及び指導に努めた。さらに、地域密着型サービス事業所における運営推進会議の適切な運営が図られるよう実地指導などの機会を通じて指導・助言等を行った。
- 都の補助金を活用して、事業者がサービス内容を評価する機関と契約し、第三者評価を受審することについて補助金を交付している。
- 保健福祉サービス苦情審査会に関する情報提供を図り、苦情申立てに関する適正な対応を継続するとともに、苦情報告書の内容を検証し、検証過程における苦情審査会委員からの意見や指摘について、担当所管への情報提供を行っている。また、苦情・相談対応能力の向上に向けて、職員や相談機関を対象とした研修を継続して実施している。

第三者評価受審数 都補助を活用し、区が受審費を補助しているもの、または区が受審しているもの (か所数)

事業名等	29年度実績	30年度計画 (実績)	元年度計画 (実績)	2年度計画
認知症高齢者グループホーム	31	36 (33)	38 (29)	40
区立特別養護老人ホーム (3年に1回)	3	-	-	3

課題

- 事象が発生した際に、苦情報告書及び事故報告書の積極的に提出することが、サービスの質の向上につながり、さらには、勤務する職員や事業所運営に良い効果を与えるものであるという考え方のもと、あらゆる機会を捉えて繰り返し周知し、考え方を定着させ、実践につなげていくことが、継続的な課題である。
- 「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」において、実地指導における「標準確認項目」及び「標準確認文書」、所要時間の短縮等が示されているが、当該指針に基づき実施した場合、文書等の確認が十分に行えず、サービスの質の確保や介護給付の適正化に結びつけられないことが思料される。
- 都の補助率の変更によって受審状況に変動が起きることがあり、当該事業の利用を考えている方々にとっては、利用しにくくなることがある。
- 小規模事業者の中には、業務の多忙等から第三者評価の実施について、理解が得にくい事例がある。
- 苦情・相談対応能力向上研修については、実際にあった苦情事例や対応が困難だった事例などを分析・検証しながら、教材として活用すること等で職員の対応能力を向上させる必要があります。

(2) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援

取組み状況

- ハローワーク等との共催による就職面接・相談会や介護施設等見学会を実施したほか、介護職員初任者研修の受講料助成を行うなど、介護サービス事業所への就労支援を行った。また、職員の採用にかかる経費助成や介護業務における負担軽減のための物品購入費助成を行なった。
- 福祉人材育成・研修センターでは、介護職員の育成・専門性向上を図るため職層や職務等に応じた研修のほか、性的マイノリティの理解促進に関する研修などを実施し、平成30年度、令和元年度とも延べ約2,600名が受講した。
- 介護福祉士実務者研修の受講費用や介護福祉士の資格取得にかかる経費、登録ヘルパーの研修受講に対する助成のほか、特別養護老人ホーム等の介護事業者が行う職場内研修等への助成を行うなど、人材の育成・定着を支援した。
- 定着率向上(離職防止)をテーマにしたセミナーの実施やメンタルヘルス相談事業のほか、介護ロボットやICT機器の導入経費の一部を助成するなど、定着促進に向けた取組みを進めた。
- 福祉・介護の仕事に対する理解促進とイメージアップを図るため、介護未経験者を主な対象とした「入門的研修(21時間)」を実施したほか、小学生及びその保護者を対象とした親子体験事業を区内20か所の特養ホームで開催し、児童と保護者183名の参加があった。また、区内特養ホーム施設長会との共催により「福祉・介護のおしごとフェア」を開催した。

課題

- 多様な人材の参入を促すため、働くメニューの多様化とターゲットに応じたアプロ

一ちを工夫する必要がある。介護の仕事に対する職業イメージを改善するために、社会全体に正しく情報を伝える（発信する）必要がある。

- 日々の業務を行いながら研修等の学習時間を確保することは、人材不足の状況もあり難しくなっている。集合研修に参加しやすいよう曜日や時間帯の工夫をしているが、参加する（させる）時間がないとの声があるほか、人材育成にあたり事業所内に指導できる職員がいない、との声がある
- 令和元年度世田谷区介護保険実態調査報告書（事業者編）では、平成30年度に離職した従業員のうち、在籍年数3年未満の職員が全体の7割強を占めている。早期離職防止はもとより、介護人材の他産業への流出防止が課題である。また、子育てや介護を理由とした離職も少なくないことから、仕事との両立が可能な職場環境づくりも求められる。

7 介護保険制度の円滑な運営

（1）～（3）は、「介護保険事業の実施状況」を参照。

（4）介護給付の適正化

取組み状況

国の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、都と連携を図り「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修・福祉用具点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」「給付実績の活用」について実施目標を定め取り組んだ。

課題

- 介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度を維持するため、国の第8期の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、引き続き介護給付の適正化に取り組む必要がある。また、実施にあたっては、認定者数、介護サービス事業数、サービスの利用者数が多い区の状況を踏まえ、効率的で効果的に取り組む必要がある。

（5）制度の趣旨普及・低所得者対策

取組み状況

- 介護保険制度の趣旨普及を図るため、リーフレット、小冊子等により、制度のあらましや制度改正について周知を行った。
- 介護サービス事業所には、区ホームページやFAX情報便を活用して、介護保険制度に関することや区の事業・研修などの様々な情報を提供した。
- 区独自の保険料負担の減額制度により低所得者の方の介護保険料の減額を行った。また、介護サービス利用時の利用者負担分の軽減のため、「高額介護（介護予防）サービス費」、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」を実施するとともに、より生計が困難な低所得者を対象に、利用者負担分の一部を助成する「生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業」を区独自の助成も含めて実施した。

課題

- 第8期介護保険制度改正の内容について、区民や事業所への周知が必要である。
- 災害等発生時に、介護サービス事業所に迅速に情報を提供する必要がある。
- 第8期の低所得者対策について、第7期の状況及び第8期の制度改正を考慮しながら検討していく必要がある。

施設整備の状況

上段（網掛け）は目標値、下段は実績

種 別	平成 29年度末 実績	平成30～令和2年度計画(第7期)			令和2年度末計 (目標)
		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和2年度末 実績見込み (計)
定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	6 か所	2 か所 / 60 人			8 か所 / 420 人
	360 人	0 か所 / 0 人	2 か所 / 40 人 (松原、烏山)	0 か所 / 0 人	8 か所 / 400 人
認知症対応型 通所介護	26 か所	2 か所 / 24 人			28 か所 / 313 人
	289 人	2 か所 / 10 人 (成城、砧)	2 か所 / 15 人 (松原、船橋) 0 か所 / 4 人(定員減) 1 か所 / 12 人(廃止)	0 か所 / 0 人	29 か所 / 298 人
小規模多機能 型居宅介護 【登録定員】	12 か所	6 か所 / 174 人			18 か所 / 491 人
	317 人	1 か所 / 47 人 (上野毛)	0 か所 / 3 人 (定員増)	2 か所 / 58 人 (梅丘、砧)	15 か所 / 425 人
看護小規模多 機能型居宅介 護 【登録定員】	2 か所	2 か所 / 58 人			4 か所 / 105 人
	47 人	0 か所 / 6 人 (定員増)	0 か所 / 0 人	0 か所 / 5 人 (定員増)	2 か所 / 58 人
認知症高齢者 グループホー ム	42 か所	2 か所 / 36 人	4 か所 / 72 人	2 か所 / 36 人	50 か所 / 945 人
	801 人	2 か所 / 27 人 (下馬、喜多見)	0 か所 / 0 人	1 か所 / 9 人 (砧)	45 か所 / 837 人
特別養護老人 ホーム(地域 密着型)	2 か所	1 か所 / 29 人	1 か所 / 29 人	0 か所 / 0 人	4 か所 / 116 人
	58 人	1 か所 / 29 人 (成城)	0 か所 / 0 人	0 か所 / 0 人	3 か所 / 87 人
特別養護老人 ホーム(地域 密着型を除 く)	19 か所	5 か所 / 460 人			24 か所 / 1958 人
	1498 人	1 か所 / 110 人 (船橋)	4 か所 / 350 人 (上町、下馬、 用賀、二子玉川)	0 か所 / 0 人	24 か所 / 1958 人
ショートステ イ	21 か所	5 か所 / 72 人			26 か所 / 366 人
	294 人	1 か所 / 20 人 (船橋)	4 か所 / 52 人 (上町、下馬、 用賀、二子玉川)	0 か所 / 0 人	26 か所 / 366 人
介護老人保健 施設	9 か所	2 か所 / 180 人			11 か所 / 952 人
	772 人	0 か所 / 0 人	1 か所 / 100 人 (松原)	0 か所 / 0 人	10 か所 / 872 人

種 別	平成 29年度末 実績	平成 30 ~ 令和 2 年度計画(第 7 期)			令和 2 年度末計 (目標)
		平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 実績見込み	令和 2 年度末 実績見込み (計)
都市型軽費老人ホーム	8 か所 140 人	4 か所 / 80 人			12 か所 / 220 人
		2 か所 / 40 人 (船橋、砧)	0 か所 / 0 人	0 か所 / 0 人	10 か所 / 180 人
特定施設入居者生活介護	70 か所 4478 人	7 か所 / 416 人			77 か所 / 4894 人
有料老人ホーム	67 か所 4301 人	3 か所 / 269 人 (上北沢、 深沢、船橋) 0 か所 / 4 人 (定員減)	0 か所 / 1 人 (定員増) 1 か所 / 61 人 (廃止)	1 か所 / 42 人 (九品仏)	70 か所 / 4548 人
サービス付き高齢者向け住宅	3 か所 177 人	0 か所 / 0 人	1 か所 / 40 人 (上北沢)	1 か所 / 55 人 (砧)	5 か所 / 272 人

認知症高齢者グループホーム及び特別別養護老人ホーム(地域密着型)は1年毎の目標値あり